

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日)
當日がと日

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

◇告示

目 次	国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機としての申出の受理があつたものとみなされるもの
	国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機となる旨の申出の受理
	国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
	肥料の登録の有効期間の更新
	生産事業者の登録の失効
	土地改良事業計画の決定
	土地改良事業の認可

告示

鳥取県告示第七百八十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

鳥取県告示第七百九十号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機となる旨の申出を受理したから、療養取扱機の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
医療法人清生会 谷口病院	倉吉市上井町一丁目 （三の二）	昭和四十六年八月三日
米子市糀町一丁目 二五	全国	昭和四十六年八月三日
"	"	九月一日

山田 内科医院	"	錦町一丁目 三九	"	"	"	六日
君野歯科医院	鳥取市田園町三丁目 一〇五	"	"	"	"	十六日
阿部 医院	米子市角盤町二丁目 一〇一の三	"	"	"	"	十八日

鳥取県告示第七百九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、六二六号	是 石 悅 子	昭和四十六年九月十七日
" 第一、六二七号	吉 野 邦 夫	"
鳥国薬第二 二五九号	野 島 真 知 子	八 日
" 第 二六〇号	渡 辺 淳 子	十七日
鳥国医第一、六二九号	池 烟 文 子	"
鳥國歯第一 二九九号	大 嶋 健 久	二十日
鳥國歯第一 二九九号	"	"
鳥國歯第一 二九九号	"	"

鳥取県告示第七百九十二号
肥料取締法（昭和二十五年法律百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び 氏名
鳥取県第三五九号	東郷梨複合肥料一号	窒素全量七・〇 アンモニア性窒素二・五 りん酸全量五・〇 カリ全量六・〇 水溶性カリ五・七	東伯郡東郷町大字田畑 二二二 東郷農業協同組合 組合長理事 清水滋雄

鳥取県告示第七百九十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00293

登録番号	生産事業者の 氏名又は名称	生産事業者の 住所	生産事業の 内容	事業所の名称	事業所の所在地
百五十二	池田森林組合	八頭郡若桜町 岩屋堂	穂の採取、幼 外の苗木養成	池田森林組合 八頭郡若桜町 岩屋堂	八頭郡若桜町 岩屋堂

鳥取県告示第七百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十六年八月二十四日付で東伯郡大栄町大字龜谷一、〇六六番四地生橋和夫ほか十七人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（大栄地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次とのとおり告示する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良（大栄地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十六年十月二日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示七百九十五号

中山町長から申請のあつた町営土地改良（萩原地区開拓道路補修）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗